

「障害者保健福祉ひの 6 か年プラン(素案)」に関するパブリックコメント実施要領

1 意見募集の対象について

日野市では、現行の「障害者保健福祉ひの 6 か年プラン」及び「第 6 期障害福祉計画」、「第 2 期障害児福祉計画」に基づき、障害者施策を推進しております。令和 5 年度をもって現行の計画が終了となるため、「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」(以下、「障害者基本法」という)に基づく「障害者計画」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)(以下、「障害者総合支援法」という。)」に基づく「第 7 期障害福祉計画」、「児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)」に基づく「第 3 期障害児福祉計画」の三計画を一体的に策定した「障害者保健福祉ひの 6 か年プラン(素案)」を策定いたしました。

このたび、「障害者保健福祉ひの 6 か年プラン(素案)」がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からの意見を募集します。

2 意見募集期間

令和 5 年(2023 年)12 月 11 日(月曜日)から令和 6 年(2024 年)1 月 15 日(月曜日)まで

※郵送の場合は、令和 6 年(2024 年)1 月 15 日(月曜日)必着

3 資料の入手方法

「障害者保健福祉ひの 6 か年プラン(素案)」は、令和 5 年(2023 年)12 月 11 日(月曜日)より、次の方法で入手することができます。

(1)インターネットによる閲覧・ダウンロード

日野市ホームページ

(2)窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます(配布は行っておりません)。

ア 障害福祉課

イ 市内各図書館

ウ 七生支所

エ 豊田駅連絡所

オ 日野市発達・教育支援センター エール

閲覧場所	閲覧できる時間(令和5年12月11日(月曜日)より)
障害福祉課	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は閉庁
中央図書館	火曜日から金曜日 午前10時から午後7時まで 土曜日、日曜日、祝日 午前10時から午後5時まで ※月曜日、年末年始は休館
高幡図書館	
日野図書館	
多摩平図書館	
平山図書館	
百草図書館	
市政図書室	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時15分まで ※日曜日、祝日、年末年始は閉庁
七生支所	
豊田駅連絡所	
日野市発達・教育支援センター	月曜日から金曜日 午前9時から午後6時まで ※土曜日、日曜日、年末年始は閉館

4 意見の提出時の記載事項

- (1)ご意見のほか、氏名(団体名)、住所、電話番号又はFAX番号、メールアドレスを記載してください。
- (2)日野市に在勤・在学の方は、当該学校や勤務先の名称及びその所在地も記載してください。
- (3)上記の(1)(2)のいずれにも該当しない方は、本パブリックコメントの手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由を記載してください。

※上記の事項は、日野市パブリックコメント手続実施要綱(令和元年11月5日制定)に基づき、意見書に記載を要する事項となります。上記の記載事項がない意見書は、参考意見とさせていただきます。

5 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。

なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載いただければ、任意の書式でも構いません。

(1)持参による提出

- ①意見書の様式に従い、A4サイズの下紙に意見を記載し、直接提出先に持参してください。
- ②提出先:日野市役所1階 障害福祉課

(2) 郵送による方法

- ①意見書の様式に従い、A4 サイズの用紙に意見を記載し、封書で送付してください。
なお、封書には、朱書きで「障害者保健福祉ひの6か年プランに関する意見」と記載してください。
- ②郵送先:〒191-8686 日野市役所 障害福祉課差別解消推進係

(3) ファクシミリによる方法

- ①意見書の様式に従い、A4 サイズの用紙に意見を記載し、送信してください。
- ②送信先:042-583-0294 日野市役所 障害福祉課差別解消推進係

(4) 電子メールによる方法

- ①意見書の様式に従い、テキスト形式で意見を入力し、送信してください。
URL への直接リンクによる意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は、「障害者保健福祉ひの6か年プランに関する意見」とし、氏名(団体名)、住所、連絡先、は必ず本文中に記載してください。
- ②送信先:電子メールアドレス syogaif_suisin@city.hino.lg.jp

(5) 市ホームページの電子申請による提出

- ①市ホームページから電子申請の画面を開き、必要事項を入力し送信してください。

(6) その他

その他の方法をご希望の場合は障害福祉課にご相談ください。

6 注意事項

- (1)意見は原則日本語で記載してください。
- (2)提出いただいた意見は、氏名(団体名)、住所及び電話番号を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (3)同様のご意見及びご提案は、集約させていただく場合があります。
- (4)意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。
 - ①個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
 - ②個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
 - ③個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
 - ④公序良俗に反するもの
 - ⑤営業活動等営利を目的としたもの

- (5) 提出いただきました意見に対する市の回答は、日野市ホームページで行います。
個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- (6) 電話及び口頭でのご意見は原則、受付できません。
- (7) 意見の提出に関して、特別な配慮が必要な場合は障害福祉課までご相談ください。

7 問合せ先

日野市健康福祉部障害福祉課差別解消推進係
〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1
電話番号:042-514-8991
ファクシミリ:042-583-0294
メールアドレス:syogaif_suisin@city.hino.lg.jp